



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾
	(JASDAQ・コード 9707)
問い合わせ先	取締役管理本部長 寺坂 淳
電 話 番 号	03 (5413) 8228

## 当社大規模買付ルール（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 21 日開催の第 38 期定時株主総会において、「当社大規模買付ルール（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）継続の件」を株主の皆様にご承認いただき、いわゆる買収防衛策を継続しております。

本プランの有効期間は、平成 28 年 6 月開催の第 41 期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は本日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社の企業価値については株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、平成 19 年 8 月 30 日開催の第 32 回定時株主総会において本プランの導入についてご承認をいただき、その後、平成 22 年 8 月 24 日開催の第 35 回定時株主総会より 3 年ごとに、株主の皆様のご承認を経て更新・継続してまいりました。この度、本プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、当社は、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。そして、本プランの導入時とは当社を取巻く経営環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されてきていることから、本プランを継続する必要性が相対的に低下してきていると考えました。また、当社が健全で持続的な成長に向けた様々な中長期的な戦略・施策を着実に実行し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼に応えていくこと、及び、コーポレート・ガバナンスのさらなる整備・強化に取り組むことこそが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。こうしたことから、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、本プランの有効期間が満了を迎える第 41 回定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上